

# 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事，監事及び評議員の選出に関する規程

## (趣 旨)

第1条 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の理事，監事及び評議員の候補者名簿の作成については，この規程の定めるところによる。

## (理事，監事及び評議員候補者の推薦)

第2条 理事会が理事及び監事候補者名簿を作成する場合は，事前に運営規則第7条第1項第1号については，鹿児島県教職員組合に，第1項第2号については，鹿児島県高等学校教職員組合に，第1項第3号については，鹿児島県教育委員会に，第1項第4号については，理事長に推薦を求めなければならない。

2 前項の規定は，運営規則第9条第1項に規定する監事及び第11条に定める評議員について準用する。

## 附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。